

住民票の写し等を申請される法人の方へ

平成20年5月1日より、住民基本台帳法の一部改正が施行され、住民票の写し等を申請される場合の申請者の本人確認がより厳格になり、個人情報保護に十分留意した制度とされました。

つきましては、第三者（法人）の方からの住民票写し等の請求の場合、下記の内容をご確認いただき、遺漏なく申請いただきますようお願いいたします。

ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 請求書に明記いただく事項

- (1) 申出される法人の名称、代表者又は管理人の氏名（代表者印又は管理者印）、主たる事務所の所在地（主たる事務所は、本店、支店、事務所、営業所いずれでも可）
- (2) 現に申出の任に当たっている方の氏名（署名又は押印）、住所（※住民基本台帳法第12条の3第4項第2号により）
- (3) 申出対象者の氏名・住所（可能な範囲で生年月日・世帯主もご記入ください）
- (4) 利用の目的
 - ①～③の場合に該当するかどうか判断しますので、具体的にご記入ください。
 - ①債権債務などの自己の権利を行使もしくは義務を履行するために住民票の確認が必要な場合
 - ②国又は地方公共団体の機関に第三者の住民票を提出する必要がある場合
 - ③①、②以外で住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合
- (5) 記載された目的以外には使用しない旨の誓約事項

2. 添付資料 ※窓口の場合は(2)、(3)は原本提示、郵送の場合は写し可

- (1) そめい資料：原則として対象者本人の自署押印のある契約書等の写し
- (2) 現に申出の任に当たっている方（代表者、管理人又は社員等）の本人確認書類
運転免許証、健康保険証等
- (3) その他資料
 - ①現に申出の任に当たっている方が、法人の代表者の場合
代表者の資格証明書
 - ②現に申出の任に当たっている方が、法人の管理者の場合
管理権限がわかる法人の登記簿謄本又は社員証等
 - ③現に申出の任に当たっている方が、法人の社員等の場合
社員証又は代表者（管理者）からの委任状
 - ④郵送の場合は、主たる事務所の所在地を確認できる書類
①から③の書類にその明示があれば兼用で可。明示がない場合は、法人の登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証の写し、ホームページ及び店舗一覧表等の添付が別途必要。

3. その他

- (1) 郵送の返送先：原則として主たる事務所の所在地
なお、それ以外の場所に返送を指定される場合は、その理由及び送付すべき場所を申請書に明示してください。確認の上、適当と認める場合は返送指定先に送付できます。

精華町役場 住民部 総合窓口課 戸籍住民係

〒619-0285（個別番号）住所：京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地

Tel. 0774-95-1915（総合窓口課）、0774-94-2004（代表）、Fax：0774-95-3974